

日向市ガバメントクラウド接続及び
ネットワーク運用管理補助業務委託に係る仕様書

令和6年9月

日向市行政改革・デジタル推進課

1. 案件名

日向市ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務委託

2. 目的

本仕様書は、『地方公共団体情報システムの標準化に関する法律』及び関連する規則等に基づき、令和 7 年度末までに対象業務システムの標準化及び共通化を実施することに先立ち、標準準拠システムの稼働基盤となるガバメントクラウド環境と、本市本庁舎の番号利用事務系ネットワークを接続するために必要となる通信回線、機器、及び接続サービスの導入及び提供、及びガバメントクラウドにおけるネットワーク運用管理補助を実施する事業者を選定するため、必要な要件を定めるものである。

3. 調達範囲

本業務の調達範囲は以下のとおり。

(1) ガバメントクラウド接続

- ① 拠点接続サービスの導入及び提供
- ② クラウド接続サービスの導入及び提供

(2) ネットワーク運用管理補助業務

- ① ガバメントクラウド上のネットワークアカウント領域の構築
- ② ネットワーク運用管理補助業務

なお、本庁舎内ネットワークと拠点接続サービスとの接続点、及びクラウド接続サービス、クラウド内ネットワークと ASP との接続点について、本市、本市が別に委託する庁内ネットワーク保守事業者及び各 ASP 事業者と事前に協議・調整を行った上で導入を実施すること。

また、本業務の完了後、各サービス役務、業務の提供を継続的に行うこと。

ガバメントクラウド接続構成図及び本業務の範囲については別紙 1 のとおり。

4. 契約期間

(1) 本契約に係る履行期間

業務・役務の名称	履行期間
回線導入業務 (拠点接続サービスの導入、クラウド接続サービスの導入)	委託契約締結日から令和7年1月31日まで。
回線役務提供 (拠点接続サービスの提供、クラウド接続サービスの提供)	令和7年2月1日から令和7年3月31日まで。
ネットワークアカウント領域の構築 (構築後の運用テストを含む)	委託契約締結日から令和7年1月31日まで。
ネットワーク運用管理補助業務	令和7年2月1日から令和7年3月31日まで。

(2) 次年度以降発生する役務・業務

業務・役務の名称	履行期間
回線役務提供 (拠点接続サービスの提供、クラウド接続サービスの提供)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。 以降、複数年の利用を想定。
ネットワーク運用管理補助業務	

※令和7年度以降の契約については毎年度4月1日付けで新たに契約を行う予定であるが、契約締結を確約するものではない。

5. ガバメントクラウド接続

(1) 業務内容

本市庁内ネットワークとガバメントクラウド(Amazon Web Service。以下、「AWS」という。)間に閉域網を構築し、通信役務を提供すること。また、運用保守や障害対応を行うこと。

(2) 回線調達要件

① 接続サービス全般

ア) 庁内ネットワークと接続するアクセス回線サービス(拠点接続サービス)とネットワーク機器、及びクラウドサービスを接続するクラウド接続サービスで構成されるものであること。

イ) 通信経路は海外を経由せずに、日本国内に閉じたネットワークであること。また、例えば、東日本(東京)接続回線で関西を経由するなど、通常時において冗長な経路と

ならないこと。

- ウ) 本市庁舎から AWS の DirectConnect ゲートウェイ までの間は冗長構成とすること。
- エ) 障害受付は 24 時間 365 日体制で問い合わせ窓口が用意されていること。
- オ) 停止を伴うメンテナンス等は、事前に本市へ連絡し日程の調整が可能とすること。

② 拠点接続サービス

- ア) 主回線及び従回線は帯域保証型(ギランティ型)又は帯域確保型とし、広域イーサネットサービス、又は IP-VPN サービスとすること。なお、主回線及び従回線は、県と市町村が共同で構築した行政情報通信基盤である宮崎行政情報ネットワーク(MAIN)を利用することも可とする。
- イ) 通信帯域は主回線及び従回線共に 100Mbps 以上とし、Active/Standby の冗長構成とすること。
- ウ) 回線終端装置のインタフェースは、100BASE-T 又は 1000BASE-T を有し、③に記載する CE ルータ(CE ルータを設置しない場合は庁内ネットワーク側機器)と接続可能なインタフェースとすること。
- エ) 品質保持基準(SLA)として以下を定めていること。また、SLA を満たさない場合の補償の定義がされていること。
 - A) ネットワーク稼働率:料金月単位で 99.99%以上
 - B) ネットワーク遅延:料金月単位の中継回線平均遅延時間 50ms 以内
- オ) 障害発生及び障害回復を電話もしくはメールにて通知可能なこと。
- カ) 障害認知時には、概ね 1 時間以内に調査及び保守対応が開始できること。
- キ) トラフィックデータについて、本市からの要望によりデータを提供できること。

③ CE ルータ

CE ルータを設置する場合は下記に従うこと。

- ア) 本機器は、②拠点接続サービスの回線終端装置(主・従回線各々)と庁内側ネットワーク機器との間に接続される機器を想定している。
- イ) CE ルータのインタフェースは、100BASE-T 又は 1000BASE-T を有し、庁内ネットワーク側機器と接続可能なインタフェースとすること。
- ウ) 本機器は、BGP に対応している製品であることが望ましい。庁内ネットワーク側機器でも BGP に対応可能であるが設定費用が発生するため、可能な限り本機器で対応すること。
- エ) 経路冗長化機能(VRRP)は庁内ネットワーク側で設計・構築するため本機器では対応不要である。
- オ) 受注者は、ネットワーク構成に関する詳細について、庁内ネットワーク等保守事業者

及び各 ASP 事業者と協議の上、必要な設計・設定を行うこと。

カ) 本機器の設置場所は、事前に本市と協議して決定すること。

キ) 本機器の保守形態はオンサイト保守とすること。

ク) ルーティングプロトコルは、BGP 又はスタティックとすること。なお、庁内ネットワークの更改等にも対応できるよう、ルーティングプロトコルの設定変更を機器保守の範囲内で対応できること。

④ クラウド接続サービス

ア) 通信品質は帯域保証型(ギャランティ型)又は帯域確保型とし、通信帯域は100Mbps 以上とすること。

イ) 通信経路はインターネットを経由せず、論理的に独立した閉域ネットワークでガバメントクラウドへの接続が可能なこと。

ウ) ガバメントクラウドサービスとして提供されている AWS に接続可能なこと。

エ) 将来的な拡張性を確保するため、別途の契約によりマルチクラウド (Microsoft Azure、OCI 等)へ接続可能であること。

オ) DirectConnect によるプライベート接続を提供すること。

カ) DirectConnect ロケーションにおける東京ロケーション、及び大阪ロケーションに接続する冗長構成とし、障害時に自動で切り替わる冗長化設計を可能なこと。

キ) DirectConnect ゲートウェイを設置し、後述するネットワークアカウント領域に接続すること。

ク) 品質保持基準(SLA)として以下を定めていること。また、SLA を満たさない場合の補償の定義がされていること。

A) ネットワーク稼働率:料金月単位で 99.99%以上

B) 故障回復時間:1 時間以内

(3) 機器等の搬入設置及び撤去

① 設置場所

本業務に係る機器の設置箇所は以下のとおりとする。

宮崎県日向市本町10番5号 日向市役所 本庁舎4階 電算室

なお、設置にあたって必要な備品・消耗品等は受注者が用意すること。ただし、設置機器の形状、サイズ、数量によっては、本市の既設ラックを利用することも可とする。

② 搬入及び撤去

機器の設置場所への搬入、据付及び履行満了後の改修、撤去に要する費用は受注者

の負担とする。なお、日程及び方法については、本市の業務に支障が生じないよう事前に調整のうえ承認を得ること。

③ その他

機器の梱包材など、本市が不要と判断する添付品及び不要となった物品については、受注者において引取り、保管又は処分等を行うこと。このうち、役務の提供期間中に必要となる可能性のあるもの及び契約期間満了後に返却が必要なものについては、受注者にて保管すること。その費用については受注者の負担とする。

6. ネットワーク運用管理補助業務

(1) 業務内容

DirectConnect ゲートウェイから各 ASP 環境までの環境(ネットワークアカウント領域)の構築及び構築後のネットワーク運用管理補助業務を行うこと。

ア) ネットワークアカウント領域の作成

AWS 上にネットワークアカウント領域を作成すること。共同利用方式での構築が望ましいが単独利用方式での構築も可とする。

イ) ネットワークアカウント領域の構築

① ネットワーク設計・接続

市内ネットワークと ASP 領域内の各 ASP が相互通信できるよう、また、業務システム同士のデータ・ファイル連係や API 連携などの通信を考慮し各 ASP 間も相互通信できるよう、ネットワークアカウント領域を設計・構築すること。

ネットワークアカウント領域は AWS の東京リージョンに構築すること。

ネットワークアカウント領域の CIDR を設計する際は、事前に市内ネットワーク保守事業者及び各 ASP 事業者と協議し、市内ネットワーク及び ASP 領域の CIDR にも留意すること。

市内ネットワークからネットワークアカウント領域へ接続するために、市内ネットワーク側で考慮すべき内容(構成等)がある場合は、適宜必要な提案・助言をすること。

現時点で把握している ASP 事業者の一覧は下記のとおりであるが、接続方法や IP 体系など未確定の情報もあるため柔軟に対応できること。

デジタル庁が推奨しており、かつ、運用時の設定変更の容易性、障害時の迅速な復旧を実現するため、対話型で構築するものを除き、IaC(Infrastructure as Code)による環境構築を行うこと。

また、本市では自治体窓口 DXSaaS の調達・導入を検討中である。将来的な

自治体窓口 DXSaaS との接続、及び各業務システムとの通信を考慮して設計・構築を行うこと。なお、自治体窓口 DXSaaS への接続に要する費用は本案件の見積に含まないこと。自治体窓口 DXSaaS 導入にかかる改修作業については別途、本案件の受注者と契約締結する予定である。

表 ASP 事業者(ガバメントクラウド運用管理補助者)一覧

項番	ASP 事業者	CSP・リージョン 利用方式	対象業務	ネットワークアカウント領域 との接続時期
1	A 社	AWS・東京 共同利用方式	住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人市民税、軽自動車税、就学(学齢簿、就学援助)、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、印鑑	令和7年1月頃
2	A 社 (A 社のアライアンスベンダー環境)	AWS・東京 共同利用方式	健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、こども・子育て支援	令和7年1月頃
3	B 社	AWS・東京 共同利用方式	戸籍、戸籍附票、火葬等許可事務	令和7年2月頃
			介護認定審査システム	令和7年6月頃
4	(事業者未定/AWS を予定) ※本構築業務の対象外		窓口 DXSaaS	(未定)

② サービス構築

市内ネットワーク保守事業者及び各 ASP 事業者の求めに応じて AWS が提供するサービスを本環境内に構築すること。

現時点で構築を必要とするサービスは以下の通りであるが、今後変更される可能性に留意すること。

- Route53(DNS サーバ)

また、設定内容等については受注者が市内ネットワーク保守事業者及び各 ASP 事業者と協議の上設計すること。

ウ) ガバメントクラウドテンプレート適用

受注者が設計・構築する領域において、デジタル庁から配布されるガバメントクラウド必須適用テンプレートを適用すること。また、デジタル庁からテンプレートの変更があった場合は速やかに変更されたテンプレートを適用すること。

エ) 疎通テスト

ASP 領域への安定的なデータ・システム移行を実現するため、ガバメントクラウド接続回線の導入及びネットワークアカウント領域の構築、各 ASP 環境との接続が完了した段階で、本市の指示による疎通テストを実施すること。

(2) 運用設計

運用保守工程における性能・キャパシティ・コスト管理、セキュリティ管理、障害管理、構成管理、ログ管理等に関する運用設計をすること。

(3) 説明

庁内ネットワーク及び ASP 領域との責任分界点・留意事項等について庁内ネットワーク保守事業者及び各 ASP 事業者、本市に書面や電子ファイル等により説明を行うこと。また、説明に対する質問をメール等により受付すること。

(4) ネットワーク運用管理補助業務の実施

ネットワーク運用管理補助業務の範囲は次のとおりとする。

表 ネットワーク運用管理補助業務の範囲

項目	本市	受注者	内容
問合せ対応		●	ガバメントクラウド接続回線、及びネットワークアカウント領域における通常問合せ対応 土日祝を除く平日9時00分～17時30分を基本とする。
課題管理	▲	●	ガバメントクラウド接続回線、及びネットワークアカウント領域における課題対応
ユーザ管理		●	IAM ユーザ、及び権限の管理
監視(アラート)対応		●	マネージドサービスからのアラート発報への対応
ベストプラクティス確認		●	マネージドサービスを活用し、ベストプラクティスに準拠するための推奨事項の確認
コスト管理		●	AWS 運用コストの管理

セキュリティ設定	▲	●	SecurityHub、GuardDuty 等セキュリティサービスからアラート発報された際に自動的に本市へ通知する仕組みを持ち、それぞれのサービスの推奨に従った対応を実施する。必要に応じて ASP 事業者と連携して対応を実施する。
セキュリティテンプレート適用		●	デジタル庁からテンプレートの変更があった場合に速やかに変更されたテンプレートを適用する。
ネットワークアカウントの操作マニュアル		●	本市で管理できるよう、マニュアルを作成して納品する。
月次運用管理報告書の作成		●	ネットワーク運用管理補助業務に関する月次運用管理報告書を作成する。

(5) その他

CSP のコンソール画面に Admin ユーザ(IAM の AdministratorAccess ポリシーを持つユーザ)としてアクセスする場合は、ハードウェア方式の多要素認証(MFA)によるサインインが必須となる。この MFA 認証デバイスは受注者にて必要数用意すること。

なお、Admin ユーザ以外のすべてのユーザに必ずしもハードウェア方式での MFA 認証を求めるものではないため、留意すること。

また、本市側で CEP ライセンス(旧 BCE ライセンス)の調達が必要となる場合は事前に本市と協議を行うこと。

7. 監視

受注者が提供する回線・ゲートウェイ等を対象に回線領域及びネットワークアカウント領域の監視を常時行うこと。なお、死活監視に加え、リソースの利用状況やスループット等のパフォーマンスの状況も監視すること。また、障害発生を検知した際には、自動で障害状況等を通知できる仕組みを設け、監視すること。

8. 障害対応

(1) 対応内容

ガバメントクラウド接続回線、クラウド接続サービス及びネットワークアカウント領域に障害(セキュリティに関するアラートやインシデントへの措置を含む)が発生している場合は、速やかに復旧に取り組むとともに、本市に障害発生状況や復旧の状況等を通知すること。

また、市内ネットワーク及び ASP 領域内で生じた不具合に対しても、市内ネットワーク保守事業者及び ASP 事業者、本市からの問合せをトリガーに、原因調査等に関して、解決に向け積極的に協力すること。障害対応に伴い、必要に応じて CSP 事業

者に連絡を行うこと。

(2) 受付時間・受付窓口

障害対応受付時間は原則「24時間365日対応」とし、インターネット、メール、及び電話により日本語で対応可能であること。

障害箇所や障害内容を問わず単一窓口で一元的に受付することが望ましいが、提供サービスやサポートチームなどの対応範囲ごとに受付窓口を分ける事を妨げない。その場合においても、受注者の内部で情報共有を行い共同で障害対応を行うなど、本市の負担を減らせる仕組みとすること。

9. 納品物

次のドキュメントを電子データで納品すること。

共通

- ① 保守体制図
- ② 障害対応フロー図

ガバメントクラウド接続回線

- ① ネットワーク構成図(論理、物理)
 - 庁内ネットワーク責任分界点～AWS 接続ポイントまでの構成図
- ② ネットワーク設定内容
 - ネットワーク機器の設定内容(パラメータシートなど)
- ③ サービス内容
- ④ その他接続回線に必要なドキュメント

ネットワーク運用管理補助業務

- ① ネットワークアカウント領域の構成図
 - (DXGW から各 ASP 接続点までの構成図)
- ② その他ネットワーク運用管理補助業務に必要なドキュメント

また、導入業務の実施にあたっては、受注者の定める方法により、本市と適切に作業進捗管理及び課題管理を行い、打合せ等の実施の際には5営業日以内に議事録を作成し、成果物として納品すること。

10. 検査

- (1) 受注者は、導入・構築業務の完了後、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 検査において合格と認められないときは、受注者は、受注者の負担により本市が指

定する期日までに適切な対応を実施し、再度検査を受けること。

11. 支払い

- (1) 導入・構築業務に係る費用については、受注者は前項の検査合格後に請求するものとし、本市は適法な請求書の発行を受けてから 30 日以内に支払う。
- (2) 回線役務提供、及びネットワーク運用管理補助業務に係る費用については、第 4 項に定める履行期間の開始日から発生するものとし、受注者は前月分の費用を毎月請求するものとする。本市は適法な請求書の発行を受けてから 30 日以内に支払う。
- (3) 前二項に係る支払の方法については受注者が指定する預金口座への振替払を基本とする。
- (4) 受注者の責による事情により役務の提供に仕様で定める要件を超える停止期間等が生じた場合、受注者はその期間に係る費用を差し引いて本市に請求する、若しくは費用を返還するものとする。

12. 保証

受注者は、リコール等、機器など本業務を構成する部品に重大な欠陥が発見されたときは、製造者の保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品等の交換や代替設備との置換等は無償で実施すること。

サービス提供期間中に各サービスが仕様を満たしていないことが判明した場合や、仕様を満たさない状態になった場合には、本市と受注者が協議のうえ、受注者の負担において仕様を満たすものを提供すること。

13. 守秘義務

- (1) 受注者は、発注者の承諾なく、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- (2) 受注者は、発注者より提供を受けた情報及び資料を、作業を遂行する上で第三者に開示する必要がある場合は、発注者の承認を得なければならない。

14. 情報保護

受注者は、本案件業務を履行するにあたり、当該業務に係る関連法令のほか、個人情報の保護に関する法律、日向市情報セキュリティポリシー、日向市個人情報保護に関する特記仕様書、その他情報保護に係る関連法規も遵守しなければならない。

15. 入札方法

- (1) 入札書に、「①本年度発生する費用(回線導入業務、ネットワークアカウント領域の構築、回線役務提供、ネットワーク運用管理補助業務に係る合算費用)」、「②翌年度以

降に発生する回線役務提供・ネットワーク運用管理補助に係る月額費用」、「③60ヶ月分の合計費用(②×60)」、「④ ①+③の総額」を記載すること。

- (2) 「①本年度発生する費用」の予定価格及び最低制限価格の範囲内で、かつ、「④ ①+③の総額」において最も低い金額で入札したものを落札者とする。

16. その他

- (1) 本書に記載がなくても、サービス提供に必須となる物品、作業及びその他については、受注者の負担において提供すること。
- (2) 契約締結後、サービスの仕様等を変更する必要がある場合は、本市と受注者が協議のうえ、変更することができるものとする。
- (3) 受注者は、本市からの不明点や疑問点の相談に対し、CSP 事業者のエスカレーションを行うなど、受注者の負担において適切な支援を行うこと。
- (4) 第5項に定める設置場所の詳細な環境については、受注者が来庁の上、対面の場合のみ開示を行う。開示を希望する場合は事前に本市担当者へ連絡すること。
- (5) 本書に定めのない事項については、本市と受注者が協議のうえ別に定める。